

## 第4章 計画の推進

本計画の推進体制としては、「基本計画」に基づく、「大泉町障害者基本計画等策定委員会（以下「策定委員会」という。）」と連携しながら推進を図ります。また、事業の推進状況については、策定委員会に毎年度報告します。

地域生活への移行など、制度や財政の面で本町単独での対応が困難なものに関しては、国や群馬県に対して支援を働きかけていきます。

なお、本計画で見込む各障害福祉サービス等の見込量は、実績や今後の動向を踏まえて今後整備・確保していくべき量を設定したものであり、実際の利用に際し制限をかける根拠となるものではありません。サービスの実際の利用に際しては、設定した見込量に関わらず、必要なサービスを適正に提供します。

また、各事業の「PDCA（Plan：計画、Do：実行、Check：確認・評価、Action：改善）サイクル」に基づき、計画の評価・改善を行っていきます。

